

教育支援資金のご案内

資金の種類	教育支援費	就学支度費
貸付対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ■就学に必要な経費 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ■入学に際し必要な経費 ・ 入学金等で入学時の学校に納入する経費 ・ 制服、靴、体操着等で学校の指定により入学時に購入するもの ・ 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校 月額 35,000 円以内 ■高等専門学校 月額 60,000 円以内 ■短期大学・専修学校専門課程 月額 60,000 円以内 ■大学 月額 65,000 円以内 □特別の場合は上記額の 1.5 倍以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■50 万円以内
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申込金額は千円未満切り捨てとします。教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みする場合は合計額で申込みください。 	
申込受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新入生は合格決定から受付（5 月末までの申請は 4 月分から対象） ■ 在學生は随時受付 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合格決定から入学の 5 月末日まで受付
資金交付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年 2 回の分割交付（3 月と 9 月に交付） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一括交付
貸付対象の学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校の専門課程及び大学です。通信制または定時制課程を含みます。 ■ 高等学校は、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。 ■ 大学院、予備校、外国の学校（留学を含む）、専修学校の一般課程（生涯教育等）は貸付対象外です。 	
申込者（借受人） 連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申込者（借受人）は就学する方で、生計中心者（保護者等）が連帯借受人となります。 ■ 就学する方が未成年者の場合は、親権者が法定代理人となります。 ■ 連帯保証人は原則不要です。 	
償還（返済） 貸付利子	<ul style="list-style-type: none"> ■ 償還（返済）期限は、卒業後 6 ヶ月（据置期間）の後から 20 年以内です。 ■ 貸付利子は無利子です。 	



■ 貸付要件・他の貸付制度を優先

- 貸付対象は低所得世帯であって、所得基準は世帯全員の年間収入から税金等を控除した額の平均月額とします。詳しくは市区町村社会福祉協議会にご確認ください。
- 他の貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただきます（日本学生支援機構の第一種奨学金等）。
- 母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の方は、本資金と同等の内容がある「母子父子寡婦福祉資金」のご利用について、お住まいの市町村役場に確認してください。
- 他の貸付制度の申請時期が入学した後の場合は、入学前に納付する必要がある経費については「教育支援資金」をつなぎとして申し込むことができます。
なお、入学後に他の貸付制度の貸付が決定した場合は、一括償還（返済）していただきます。
- 他制度を利用しても入学時に必要な費用の捻出が困難な場合は、その不足する費用についてのみ貸付対象とする場合があります。
- 専修学校の就学者は原則 22 歳未満です。22 歳以上の方は「福祉資金・技能習得経費」が対象となります。

■ 次の状況にある世帯や、次の経費への貸付けはできません。

- 借入申込者、借入申込者の世帯に属する者が暴力団員である場合
- 収入がないか、少ないため恒常的に生活全般に困窮している世帯の方
- 多額な負債がある方、返済が滞っている方
- 債務整理の予定がある方、債務整理中の方
- 現在、生活福祉資金の連帯保証人になっている方とその世帯員
- 入学検定料（受験料）や受験のために必要な交通費等
- 在学中または卒業した学校よりも上級でない学校への入学・就学にかかる費用
- 在学期間中の生活費（食費、水道光熱費等）、生活に必要な家財等の購入経費
- 寄付金など支払いが任意であるもの
- 受験に合格しても進学しない学校に支払うための経費（入学保証金）
- 貸付金を交付する前に支払った経費、他で借入れしている経費



■ 申請書類

No.	区 分	書 類
1	借入申込書	・ 指定様式：借入資金別の「借入申込書」
2	本人とわかる書類	・ 次のいずれか：運転免許証(写)、健康保険証(写)、顔写真が貼付された証明書(写)等
3	世帯の状況が明らかになる書類	・ 住民票（世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの）
4	世帯の収入支出状況がわかる書類	・ 指定様式：収入支出内訳書
5	低所得世帯とわかる書類	・ 世帯全員の収入証明書（次のいずれか：源泉徴収書(写)、所得・課税証明書(写)、給料明細書(写)等）
6	生活福祉資金以外の融資状況がわかる書類	・ 指定様式：生活福祉資金以外の融資状況
7	連帯保証人の資力が明らかになる書類	・ 連帯保証人の収入証明書（次のいずれか：源泉徴収書(写)、所得・課税証明書(写)、給料明細書(写)等）
8	世帯状況により必要となる書類	■生活保護世帯 ・ 福祉事務所の「生活福祉資金借入申込要保護世帯に対する意見書」
		■親権者が同居していない場合 ・ 指定様式：生活福祉資金貸付利用同意書
9	資金種類ごとに必要となる書類	■教育支援資金 ・ 合格通知書(写)又は在学証明書(写)
		■就学支援費 ・ 合格通知書(写)又は在学証明書(写) ・ 入学に際し必要な諸経費がわかる書類
		■高等学校の授業料滞納に係る書類 ・ 教育支援資金貸付金直接送金同意書 ・ 高等学校代理受領口座指定書貸付金振込口座依頼書 ・ 振込先当該預金通帳（名義・口座番号が確認できる）(写) ・ 在学証明書(写) ・ 授業料等滞納証明書(写) ・ 貸付により卒業が見込めることの証明書



■ 相談・申込先

貸付の相談を希望される場合は、お住まいの地区の民生委員・市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。

申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますので、市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

市区町村社会福祉協議会では、この資金についてのご相談を受け、貸付金の申請から返済完了まで相談支援させていただきます。

相談窓口

■ 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 電話 025-281-5522

MEMO

